

高浜市 AI オンデマンドバス 運行業務仕様書

令和6年2月

高浜市

企画・推進パートナー

AISIN

株式会社アイシン

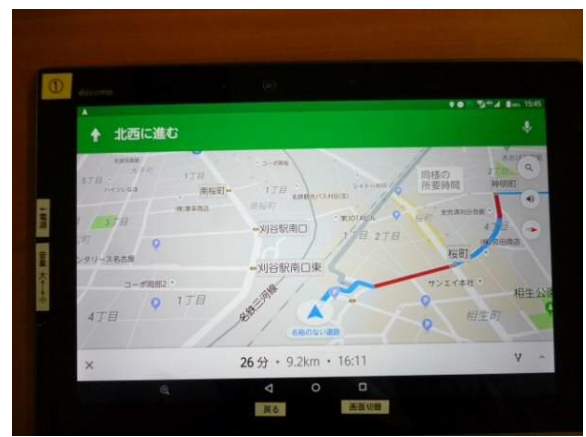
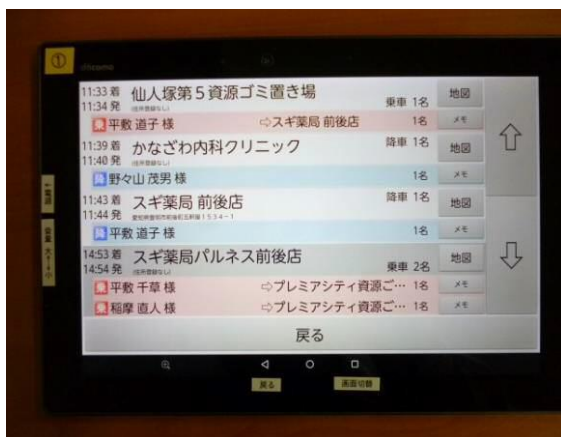
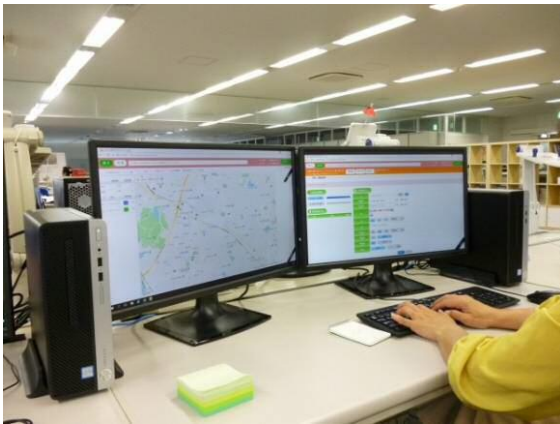
1 事業目的

高浜市において、株式会社アイシンと共働で実施するデマンド型乗り合い送迎サービスは、「誰一人取り残さない」利便性の高い市民の日常の移動手段となるコミュニティ交通を実現することを目指し、現状のコミュニティバスの課題を解消し利便性を向上することを目的として運行する。

2 事業内容

(1) AIオンデマンド交通

AIオンデマンド交通の運営は、株式会社アイシンが行う。また、オペレーションセンターを開設し、そこから車両に運行指示を行う。よって、運行事業者が、デマンドシステムの導入やオペレーターの設置する必要はない。



(2) 運行車両及びルート

運行車両は、10人乗ワンボックス（運転手1名、乗客8名）を予定している。車両には、運行指示を受けるタブレットを株式会社アイシンが調達し、運行事業者は、そのタブレットに示すナビゲーション（停留場所、停車時間、利用者の指示内容）に従い運行する。

(3) 乗降場所

乗降場所は、運行地域の指定乗降場所、公共施設、企業の店舗など（乗降場所については、高浜市が指定する場所）とする。なお、乗降場所の変更・追加があった場合は、株式会社アイシンから運行事業者へ速やかに連絡する。

また、乗降にあたっては、指定した乗車時間に乗車場所に利用者がいない場合はオペレーションセンターに連絡すること。原則として自ら乗り降りできない場合は、介助者同伴の場合のみ乗車可能とする。

(4) 運行日・運行時間

運行日は平日のみ（土・日曜日、祝日、年末年始、災害時等を除く）、運行時間は7時30分から16時30分までとし、利用者は7時30分から乗車ができ、16時30分までに降車完了させる予定とする。

運転手の休憩については、運行時間では設定しておらず、それを想定した実施体制で運行すること。

(5) 利用者

利用者は、事前に会員登録をし、乗車する。ただし、会員と同乗である場合には、会員以外の方も乗車できる可能性もある（今後の高浜市との協議の上決定）。なお、会員登録等の手続きは、オペレーションセンターが行う。また、1車両の1日当たり、20～30人程度の利用を目標に運行する。

チョイソコ	会員証
会員番号: 000989	
お名前: 愛新花子様	
電話番号: 057-00-81194	
お客様の登録最寄停留所は	
仙人塚第3資源ゴミ置場	
です。	

お電話でお伝えください
① お名前と会員番号
② 利用したい日・到着時刻
③ 乗る場所・降りる場所
④ 同乗者の有無・お名前
受付時間: 8:00 - 16:00
運行時間: 7:30 - 16:30

(6) 運賃

1 乗車あたりの定額運賃とする予定。利用者からの運賃は車両内で運転手が収受。また、回数券や乗車定期券などの受領または確認により乗車できる仕組みを設定する予定。釣銭は運行事業者にて準備するものとする。

(7) 運行費用

運行事業者の運行にかかる費用は、利用者からの運賃と株式会社アイシンが支払う地域交通支援金により運営するものとする。また、運行事業者と株式会社アイシンで取り決めた1日当たりの保証金額より利用者からの運賃収入が下回る場合は、不足金分を株式会社アイシンが事業者へ支払うものとする。

3 運行エリア

本事業は、高浜市内全域をエリアと考え、2台の車両で効率よく運行する。

なお、道路運送法第21条による実証運行を行い、実証の結果を踏まえて、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けての運行に切り替える見込みであり、運行事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業を見据えた準備を行うこと。

4 その他運行に関すること

(1) 車両の日常メンテナンス及び代替え車両

車両のラッピングはアイシンが実施するが、この車両で安全に良好な機能を果たせるように善良な管理者の注意をもって、法令点検ならびに車両の保管、日常の点検・清掃・洗車などの維持管理を運行事業者が実施するものとする。事故・故障・点検・修理等が必要な場合は、運行事業者が代替車両（予備車両）を用意するものとし、代替車両がセダン型の場合は複数車両による並走運行でも可とする。事故等による点検・修理については、運行事業者が負担するものとする。また、不測の事態に対応するため、利用者及び運行車両に係る自動車保険に加入し、加入手続き及び保険料の支払いは運行事業者が行うものとする。保険契約締結後は速やかに保険契約証書の写しを高浜市に提出すること。

(2) 運転手

運転は、運行時間に合わせて複数の運転手の交代により運行してもかまわないが、交代に要する時間をできる限り少なくするものとする。また、運転手は、運行前にナビゲーションシステムの操作方法、乗降場所等の研修を受講し、システム操作技術を習得した者しか運行することができないものとする。

(3) 待機・休憩・交代場所

待機・休憩・交代については、高浜市と運行事業者が協議して決定した場所で行うものとする。なお、休憩時間については、高浜市と株式会社アイシンが協議し設定をすることとする。

(4) オペレーター

予約の受付・配車指示は、オペレーションセンターが行うため、運行事業者がオペレーターを設置する必要はない。オペレーションセンターからの連絡はデマンドシステムを通じた連絡となるが、緊急連絡等は、運行事業者を通じて運転手に連絡する場合がある。そのため、号車毎に指定した携帯電話を準備してもらう必要がある。

(5) 事故・故障・天災時などの対応

運行中の事故又は故障など不測の事態が生じた場合、利用者の安全確保を最優先して処理にあたり、直ちにオペレーションセンター及び高浜市に報告する。また、天災や天候など運行事業者の責に因らない事由により運行を中止または遅延するおそれがある場合は、3者協議のもと運行の中止あるいは変更を決定する。なお、それに伴う経費の精算も協議のうえ決定するものとする。

(6) 問い合わせ等の対応

利用者登録に関する利用者からの問い合わせについては、高浜市及びオペレーションセンターが行い、予約・配車に関する利用者からの問い合わせについては、オペレーションセンターで対応するが、運転に関する問い合わせや苦情は、運行事業者が受ける場合がある。

5 本件の問合せ先

○高浜市市民部経済環境グループ

Tel:0566-52-1111

E-mail: keizaikankyo@city.takahama.lg.jp

○株式会社アイシン ビジネスプロモーション部 地域マーケティンググループ 成岡 相羽

Tel:0566-62-8135

E-mail: narioka@ax-tk.aisin.co.jp aiba@ax-tk.aisin.co.jp